

	質問	回答
1	DCの高効率化にかか事業全体としては補助事業の要件である「令和8年2月末迄に完了報告」の提出は困難ですが、DCの高効率化の検討・設計等は令和7年度中に実施するため、応募内容を「設計」「建設」「設備導入」に区切り、今年度は「設計」として応募させて頂く等の対応が可能であるかについてご教示ください。	公募要領の6に記載のとおり、採択事業者は、高効率化に向けた技術やサービスについて実証を実施し、効果検証を行った上で、令和8年2月末日までに完了報告書を提出することが必要です。このため、ご質問頂いたような「設計」のみを切り出した応募は想定しておりません。なお、本事業は補助事業ではなく、2に記載のとおり、採択事業者と協定を締結し、取組完了時に効果検証結果等を記載した完了報告書をご提出頂いた上で協定金をお支払いする、モデル構築事業です。
2	質問に関する回答をホームページ上に掲載するとのことですが、質問した会社名は掲載されないということでしょうか。	掲載いたしません。
3	採択された場合、協定締結と同時に東京都とNDAは結べますか。	本事業において締結する協定の中に、秘密の保持に関する規定を置く予定です。
4	弊社には合同会社と特定目的会社がありますが、事業を行うのが合同会社になり、採択時の補助金の入金先は特定目的会社になると考えています。この場合でも特に問題ないでしょうか。	合同会社と特定目的会社の協定金に関する権利関係を示せる書類等が必要であり、可否については、それを確認した上で都が判断します。なお、本事業は補助事業ではなく、2に記載のとおり、採択事業者と協定を締結し、取組完了時に効果検証結果等を記載した完了報告書をご提出頂いた上で協定金をお支払いする、モデル構築事業です。
5	採択事業者の取組について、都のホームページ等で発信されるとのことで、都と採択事業者で別途協議の上、決定されるとのことで、当社と関係会社でNDAを結んだ内容に基づいた情報しか提供できませんが、問題ありませんでしょうか。	締結されているNDAの具体的な対象範囲が不明のため、回答いたしかねます。
6	公募要領4(1)ウの「その他、都が必要と認める者」というのは、具体的にどのような場合が想定されるのでしょうか。弊社は都内に本店又は支店・営業拠点を有しておらず、都内で取り組みも行っていないため、(1)ア、イのいずれにも該当していません。	公募要領4(1)ウは、「法人」ではないが、ア・イに規定する他の要件を満たす場合に関する規定です。
7	公募要領3(1)ウに「都との協定締結後、都が提供する高効率化に資する方策について検討いただく予定です。」との記載がございますが、その方策については採択後の公開となりますでしょうか。また、公開の時期はいつを想定されていますでしょうか。	当該方策については、協定締結後、5月下旬以降速やかに採択事業者に対して提供する予定です。
8	公募要領3(1)アに「このため、提案に当たっては事前に関連企業等の了承を得てください。」との記載がございますが、関連企業の範囲はどこまでを指しますでしょうか。原材料・副資材発注先、工事発注先も含まれますでしょうか。	応募時の提案どおりに先駆的な技術・サービスのモデル構築に向けた実証実験、効果検証等を行うために必要とご判断された範囲で、関連企業等から事前の了承を得てください。
9	公募要領10(2)アに「※複数事業者の提携による場合は、①、④、⑤、⑥、⑦の書類を全事業者分ご提出ください。」との記載がございますが、複数事業者には液体冷却対応サーバーのレンタル先も含まれますでしょうか。	「複数事業者の提携による場合」とは、複数の企業等が本事業に共同で取り組む場合を指すため、液体冷却対応サーバーのレンタル先が単なるレンタル契約の相手方にすぎない場合は、当該レンタル先は「複数事業者」に含まれません。
10	5月9日(金曜日)締め切りの提案書提出時点において、本提案における費用のご提示が必要となりますでしょうか。範囲をご教示いただきたく存じます。	令和7年5月9日(金)17時までに、第3号様式の2にて本事業全体の資金計画をご提出ください。
11	本検証において液体冷却設備等の財産取得を行います、協定期間終了後も弊社の固定資産として保有し続けることは可能でしょうか。	問題ありません。
12	令和8年2月までに一部の機能をベータ提供する形でも「完了報告」として認められるでしょうか。	本事業は、高効率化技術・サービスについて、事業期間内での実装(商用化)を条件とするものではありません。そのため、ベータ提供された一部の機能について実証実験・効果検証等を行い、令和8年2月末日までに完了報告書を提出頂けるのであれば、問題ありません。
13	一部の基盤等が外国製である場合でも、補助対象としての制限がありますでしょうか。	本事業に用いる機器や部品等について、製造国に関する制限はありません。なお、本事業は補助事業ではなく、2に記載のとおり、採択事業者と協定を締結し、取組完了時に効果検証結果等を記載した完了報告書をご提出頂いた上で協定金をお支払いする、モデル構築事業です。
14	公募事業採択の事前開発費用を含めて完了報告の中に計上する事は可能でしょうか。	事前開発費用については、公募要領別表の2⑦「本事業の協定期間外に使用した経費係るもの」に該当し、協定金の対象外となります。

15	公募開始から機器調達・環境構築の期間を踏まえると、性能評価を行う期間が10月以降となる可能性があります。構築完了時期の制約はありますでしょうか。	構築完了時期に関する制限はありません。協定締結後、実証実験・効果検証等を行い、令和8年2月末日までに完了報告書を提出頂けるのであれば、問題ありません。
16	テーマ次第では年間の性能検証があるべき姿と思いますが、環境構築のスケジュール影響で性能評価の期間が限定されても問題ないでしょうか。	性能評価の期間に関する制限はありませんが、令和8年2月末日時点での検証報告は必要になります。
17	詳細な設計および工事金額の精査のための十分な期間およびリソースが確保できていないため、応募時点では想定概算金額での資金計画でも問題ないでしょうか。	概算の資金計画でご応募頂いても構いませんが、公募要領の9(1)※のとおり、経費の見込みが9(1)に記載の上限金額より低い場合は、当該見込みの金額で上限を設定し、協定を締結することがあり、その後は増額変更できませんので、ご注意ください。
18	採択数は大規模1件、中小規模1件が上限でしょうか。	公募要領の8に記載のとおり、採択予定件数は、大規模区分・中小規模区分それぞれ1社程度です。
19	類似の応募事業案を複数応募しても問題ないでしょうか。	採択については、原則1社当たり1件を想定していますが、複数応募を妨げるものではありません。
20	検証環境の調整次第で東京都外が検証フィールドとなっても問題ないでしょうか。	検証場所が都外である場合、公募要領の4(1)ア「都内に本店又は支店・営業拠点を有する法人」で、そのほかの要件を満たしていれば応募自体は可能ですが、公募要領別表の1「4.設備導入費」については、オに記載のとおり、都内に設置・保管する機械装置等でなければ、協定金の支払い対象となりません。
21	採択後に検証フィールドが変更となっても問題ないでしょうか。	検証場所の変更の可否については、個別具体的な理由等によることから回答いたしかねます。
22	公募要領別表の1について、記載全般において「経費」という表現が使われておりますが、当社においての会計上の扱いとしては設備投資の費用の扱いとなる範囲が大きくなります。協定金の当社内処理においては、当社側の会計処理の扱いに準じたもので問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
23	公募要領別表の2「⑧経費支出に関する報告書の提出時までに支払いが終了していない事業に係るもの」について、当社は通常、設備の構築が完了し検収処理を行った後、タイミングによってはその2ヶ月後に外注先（取引先）への支払いとなります。そのため事業終了時期＝支払完了となりません。この時期ずれに関しては許容頂くことは可能でしょうか。それとも支払い処理を早める必要がありますでしょうか。 例) 2月まで作業を行った場合は、2月検収・4月支払いとなります。	協定金の支払対象経費とするためには、公募要領別表の1冒頭の【条件】(2)に記載のとおり、協定期間内（令和8年3月31日までの予定）に支払いが完了している必要があります。
24	公募要領の9(1)について、大規模2億5千万円、中小規模5千万円とありますが、それぞれの金額に収まっている必要はありますでしょうか。例えば、事業総額が3億円であった場合でも協定の対象となる認識で問題ありませんでしょうか。	公募要領の9(1)は都の負担上限額を規定したものであり、事業総額がこれを上回ることは問題ありません。
25	公募要領の9(1)について、大規模2億5千万円、中小規模5千万円とありますが、ここで取得した東京都内の当社施設に設置する設備等は当社資産として、当社で継続して利用する計画としても問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
26	公募要領の9(1)について、2億5千万円、中小規模5千万円とありますが、こちらは消費税なども含んだ総額での支払いになりますでしょうか。	公募要領の9(1)に規定した都の負担上限額は消費税も含めた上限額です。なお、公募要領別表の2②に記載のとおり、消費税免税事業者に対しては、都は消費税を負担しません。
27	公募要領の9(1)について、経費の合計額において、大規模、中小規模の区分がされておりますが、この区分の具体的な基準をご教示頂けないでしょうか。	公募要領の8に記載のとおり、大規模区分は大規模な設備の導入・改修等、中小規模区分は中小規模の設備導入や運用改善、ソフトウェア開発によるエネルギー管理などを想定しています。
28	採択後の契約は“委託契約”ではなく“協定契約（助成）”の認識で問題ございませんでしょうか。	公募要領の2(2)に記載のとおり、都は採択事業者と委託契約ではなく、協定を締結します。

29	公募要領の3(1)ウについて、「都が提供する高効率化に資する方策について検討頂く予定です。」と記載がされておりますが、弊社側でかかる稼働を試算したいので具体的にどういった検討業務が発生するのかご教示いただけないでしょうか。	都が提供した高効率化方策について、本事業で構築予定のモデルに取り入れることが可能か、取り入れることができない場合、何が障害となっているかなどについて、検討頂く予定です。
30	公募要領別表の1について、当社の場合、パートナー企業(SIer、ベンダ)と協働する場合が多く、「科目 2. 外注・委託費」の割合が多くなると想定される。具体的には外注・委託費の中に設備導入費や工事費、原材料費が含まれることになりませんが、問題ないでしょうか。	問題ありません。
31	第3号様式の2資金計画について、資金計画段階においてはまだ概算の部分が含まれており、事業完了時の報告と資金計画書との間で差異が発生することが想定されますが、問題ないでしょうか。	概算の資金計画でご応募頂いても構いませんが、公募要領の9(1)※のとおり、経費の見込みが9(1)に記載の上限金額より低い場合は、当該見込みの金額で上限を設定し、協定を締結することがあり、その後は増額変更できませんので、ご注意ください。
32	公募要領の3(1)アについて、「令和8年2月末日までに、効果検証を完了し、完了報告書を提出できるように取り組んでください。なお、完了報告書は、(2)イに規定したホームページ等での発信に当たって、別途都が締結した委託契約の受託者に提供します。」について、採択事業者が提出する完了報告書の規定のフォーマット(目次、ページ数、必要項目等)はございますでしょうか。	既定のフォーマットはありません。内容としては、高効率化技術・サービスの実証方法や運用の実績、高効率化効果やその分析結果などを盛り込んで頂く想定です。
33	公募要領別表の1の「2. 外注・委託費」について、対象とならない経費の例として、「①第三者へ再委託された経費」とあります。当社は、先駆的な技術・サービスのモデルの立案や実施内容の具体化は行いますが、実施設計や工事はその専門であるSIerに外注する予定です。このことは再委託に当てはまらないと考えて問題ないでしょうか。	ここでいう「第三者へ再委託された経費」とは、採択事業者が委託契約を締結した相手方が第三者に委託業務を再委託した場合の経費を指しています。そのため、採択事業者自身が実施設計や工事を外注することは、ここにいう「再委託」には該当しません。
34	公募要領の3(1)イについて、「都との協定締結後、実施状況等を定期的に報告いただくとともに、経費等の確認に必要な帳票類をご提出いただけます。」とございますが、定期報告会の頻度、ならびにその内容(必要な帳票類)について具体的に教示いただけないでしょうか。	協定での締結内容が確実に履行されるかの経過を確認させて頂く趣旨であり、取組内容や経費の種類などによるため、採択後にご案内いたします。